

事業所 各位

横浜市健康福祉局障害福祉保健部

### 新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、各施設で感染拡大防止の取組にご尽力いただいておりますが、事業所の職員や利用者等で感染が確認された場合（または感染が疑われる方が発生した場合）においては、Eメールでの速やかなご連絡をお願いしているところです。

このたび、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」（令和 2 年 5 月 11 日厚生労働省事務連絡）のとおり、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」が改訂されましたのでお伝えいたします。これまでの各通知における相談・受診の目安及び「新型コロナウイルス感染が疑われる者」に係る記載については、今般改訂された相談・受診の目安に読み替えるものとします。

今後につきましても、より一層の感染拡大防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

#### 1 障害福祉保健部への連絡（全障害福祉サービス事業所共通）

事業所における職員や利用者等で感染が確認された場合（または感染が疑われる方が発生した場合）においては、次のメールアドレス宛に速やかにご連絡をお願いします。

**【連絡先】** [kf-covid19@city.yokohama.jp](mailto:kf-covid19@city.yokohama.jp)

※メールの件名に**【感染報告】【サービス種別】**を表示してください。

（例）生活介護事業所の場合：**【感染報告】【生活介護】**

**【記載項目】** (1) 事業所名

(2) サービス種別

(3) 事業所の所在区名

(4) 連絡先の担当者名・電話番号

(5) 「職員」・「利用者」の別

(6) 把握した年月日

(7) 「感染が確認された方（陽性）」・「感染が疑われる方」の別

(8) 事業所所在地の区福祉保健センター福祉保健課への連絡状況

(9) 対応状況等

例) 発熱の状況、帰国者・接触者相談センターへの相談状況、  
受診した医療機関名、事業所の対応状況等

**【注 意 点】**

該当者の個人名は記載しないようにお願いします。

### [新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安]

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」（令和2年5月11日厚生労働省事務連絡）」（抜粋）

○少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。

（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

## 2 添付資料

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」（令和2年5月11日厚生労働省事務連絡）

### <参考>

○本市ウェブサイト「新型コロナウイルス関連情報」掲載資料をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.html>

○新型コロナウイルス感染症に関連する「経営支援」、「経営相談」、「資金繰り支援（融資等のご案内）」、「事業活動の支援（一時金・助成金等のご案内）」等の「支援メニュー」については、本市ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症に関する情報について（特設ページ）」をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/covid-19/>

**【担当部署】**

< 日中活動系サービス（通所）・入所施設等 >

健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係 電話 671-3607

< 障害者グループホーム >

健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係 電話 671-3565

< 障害者地域活動ホーム（法人地活・機能強化） >

< 障害者地域活動支援センター作業所型・精神作業所型 >

< 精神障害者生活支援センター >

< 多機能型拠点・短期入所・日中一時支援 >

健康福祉局障害施設サービス課地域施設支援係 電話 671-2416

< 訪問系・移動支援 >

健康福祉局障害自立支援課居宅サービス担当 電話 671-2402

< 計画相談 >

健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係 電話 671-4133

事務連絡  
令和2年5月11日

都道府県  
各指定都市 民生主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課  
厚生労働省社会・援護局保護課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について

新型コロナウイルス感染症の相談・受診については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）においてお示ししているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症専門家会議の議論を踏まえ、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（以下「相談・受診の目安」という。）が改訂されましたので、各民生主管部局におかれましては、社会福祉施設等の職員が正しい認識を持つとともに、職員も含め、妊婦、子ども、障害者及び高齢者並びにこれらの家族等による適切な相談及び受診がなされるよう、周知等の適切なお対応をお願いいたします。

また、これまで累次にわたりお示ししている社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点等における相談・受診の目安及び「新型コロナウイルス感染が疑われる者」に係る記載については、今般改訂された相談・受診の目安に読み替えるものとします。

また、管下の社会福祉施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

<参考>

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html)

## 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

### 1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。

### 2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

### 3. 医療機関にかかる時のお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。